

バックアップ（安全保管（機器専有））に係る同意書

依頼者は、バックアップ（安全保管・機器専有）依頼書（以下「依頼書」といいます。）をもって独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下「NBRC」といいます。）にバックアップを依頼するに当たり、以下の内容に同意します。

（用語）

第1条 この同意書における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 「微生物」とは、細菌、真菌、古細菌、ウイルス及び微細藻類（真核生物に属するもの）をいいます。
- 二 「核酸」とは、デオキシリボ核酸及びデオキシリボ核酸をファージ等のベクターに組み込んだものをいいます。
- 三 「遺伝子組換え生物等」とは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）第2条第2項に定める技術によって得られた核酸又はその複製物を有する生物をいいます。ただし、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第1号）第二条各項で定められた技術によって得られた生物は、微生物として取り扱います。
- 四 「原生生物」とは、動物、植物、微生物にも属さない真核生物のことをいいます。
- 五 「コンソーシア」とは、微生物又は原生生物から構成される複合体をいいます。
- 六 「植物細胞」とは、植物に由来し培養等により単一化した細胞のことをいいます。
- 七 「動物細胞」とは、動物（ヒトを含む。）に由来し培養等により単一化した細胞のことをいいます。
- 八 「生物遺伝資源」とは、第一号から七号までの微生物、核酸、遺伝子組換え生物等、原生生物、コンソーシア、植物細胞及び動物細胞を総称したものをいう。
- 九 「分離源」とは、生物遺伝資源を分離した試料をいいます。
- 十 「バックアップ資源」とは、バックアップの対象となる生物遺伝資源又は分離源のことをいいます。
- 十一 「契約」とは、保管開始日から終了日までの期間、NBRCと依頼者の間の合意の下で、NBRCがバックアップを実施することをいいます。
- 十二 「追加」とは、保管期間中に依頼者が専有している保管用機器に対し、NBRCに預ける標品を増やすことをいいます。
- 十三 「引出」とは、保管期間中に依頼者が専有している保管用機器に対し、NBRCに預ける標品を減らすことをいいます。
- 十四 「報告書等」とは、NBRCから交付されたバックアップ（安全保管（機器専有））報告書及びバックアップ（安全保管（機器専有））追加・引出確認書のことをいいます。
- 十五 「移管」とは、業務を実施する権利・義務をNBRCから他機関へと移すことをいいます。

(バックアップ業務の実施)

第2条 NBRCは、バックアップ資源の受入れが適当であると判断した場合、依頼を受けることとし、契約番号を付して依頼者に通知します。

- 2 依頼者は、バックアップ資源について、保管に適切な状態でNBRCに自ら搬入することとします。
- 3 NBRCは、本契約の契約番号（保管用機器1台につき1契約番号）を依頼者に電子ファイルにて通知し、バックアップ資源を善良なる管理者としての注意義務をもって保管します。
- 4 依頼者は、NBRCへの問い合わせ、通知等その他一切の連絡を行う場合には、前項によって通知を受けた契約番号を用いてバックアップ資源及び保管用機器を特定するものとします。
- 5 依頼者が記載した依頼書の内容との整合性やバックアップ資源の安全性に疑義が生じた場合は、NBRCは依頼者に当該疑義について確認できるものとし、依頼者は異議なくこれに応じるものとします。ただし、搬入されたバックアップ資源が保管中に外部に漏洩している等当該疑義に対して緊急な対応が必要である場合には、NBRCは依頼者の同意なく、バックアップ資源の確認に必要な開封、培養、廃棄等の作業を行うこととし、作業後にその旨を通知します。
- 6 NBRCはバックアップ資源の受入れが不相当であると判断した場合、依頼を断ることができるものとし、依頼者は異議なくこれを受け入れるものとします。
- 7 バックアップ資源を保管している保管用機器に異常があった場合は、NBRCは依頼者の同意なく、バックアップ資源を異なる機器に移動できることとし、作業後にその旨を通知します。
- 8 保管期間は年度単位とし、1年間とします。ただし、初年度の保管期間はNBRCがバックアップ資源の保管を開始した日から次の3月末日までとします。
なお、依頼者の希望により1年毎の継続が可能です。

(手数料等)

第3条 依頼者は、本同意書に定めるバックアップの対価として依頼手数料及び保管手数料（消費税相当額を別途加算）を、バックアップ資源の搬入前（継続の場合は、保管期間の終了前まで）に支払うものとします。

- 2 初年度の保管手数料は、月単位（月の途中から保管を開始した場合、その月は1ヵ月とします。）で計算するものとします。
- 3 依頼者は、以下のとおりの手数料額を支払うものとします。
 - 一 契約初年度の場合は、NBRCが依頼を受け付けた日に有効な手数料額とします。
 - 二 保管継続の場合は、保管開始日に有効な手数料額とします。
- 4 NBRCは、いかなる場合においても一旦受領した手数料及び消費税相当額は返還しません。

(バックアップ資源の追加・引出)

第4条 依頼者はバックアップ資源の追加又は引出を希望する場合は電子ファイルにてNBRCに依頼するものとします。

- 2 追加又は引出は依頼者自らが搬入又は搬出するものとし、NBRCが定める追加・引出手数料（消費税相当額を別途加算）を、バックアップ資源の搬入又は搬出前に支払うものとします。また、依頼者は、追加又は引出において必要となる一切の費用を負担するものとします。
- 3 追加されたバックアップ資源の保管開始日はNBRCにバックアップ資源が追加された日とし、保管終了日は追加を行った依頼者が専有している保管用機器の契約終了日と同じとします。

(バックアップ資源の保管継続・終了)

- 第5条 依頼者は、保管期間終了日の2か月前（保管期間終了日の属する年度の2月1日）までに、バックアップ資源の保管継続又は終了について電子ファイルにてNBRCに依頼するものとします。
- 2 前項の依頼の内容が保管継続の場合、依頼者は、保管継続に伴う保管手数料（消費税相当額を別途加算）を保管期間の終了前までに支払うものとします。また、NBRCは、新たな保管期間について電子ファイルにて依頼者に通知します。
 - 3 第1項の依頼が終了の場合、依頼者は依頼書がNBRCに到着日した日から保管期間終了後5営業日までにバックアップ資源を搬出するものとし、搬出にかかる費用は依頼者が負担するものとします。
 - 4 NBRCにバックアップ資源を保管中の依頼者に連絡が取れなかった場合、保管期間終了日以前に依頼者から第1項に基づく依頼がなかった場合、第3項の搬出が保管期間終了後5営業日までに行われなかった場合は、NBRCはバックアップ資源を廃棄します。この場合、NBRC廃棄証明書を発行しません。

(依頼内容の変更)

- 第6条 依頼者は、依頼内容に変更があった場合は速やかにNBRCにその旨を通知するものとします。ただし、依頼者情報及び実務担当者情報の変更に限るものとします。

(契約の解約)

- 第7条 依頼者は、保管期間中の途中解約を希望する場合は電子ファイルにてNBRCに依頼するものとします。途中解約に基づく完了の手続きについて、第5条第3項以降を準用するものとします。
- 2 NBRCは、以下の事由が発生した場合、本契約を解約します。
 - 一 NBRCが依頼者に対して3か月の猶予期間をもって電子ファイルにて、特段の事情により解約する旨を通知した場合
 - 二 NBRCが依頼者に連絡を試みたにもかかわらず、3か月以上にわたって依頼者と連絡を取ることができない場合
 - 三 依頼者が本同意書の規定に違反し、NBRCの相当の期間を定めた催告にもかかわらず義務の履行をしない場合
 - 四 第9条に基づく譲渡・移管において、依頼者が当該譲渡・移管を認めない場合
 - 3 前項第一号、第三号又は第四号に基づき解約した場合、NBRCは速やかにバックアップ資源の引き取りを依頼者に求めます。
 - 4 第2項第二号に基づき解約した場合、前項において依頼者がバックアップ資源を解約後3ヶ月以内に引き取らない場合又は解約後3ヶ月以上依頼者と連絡がとれなかった場合、NBRCは当該バックアップ資源を廃棄します。この場合、廃棄証明書は交付しません

(報告書等の再交付)

- 第8条 依頼者は、NBRCから交付された報告書等の再交付を希望する場合は電子ファイルにてNBRCに依頼するものとします。
- 2 依頼者は、再交付を受ける場合の手数料（消費税相当額を別途加算）を支払うものとします。

(NBRCによるバックアップ業務の移管)

第9条 NBRCは、依頼書及び本同意書に基づくバックアップ業務を包括的に第三者に移管し、又は依頼者に対して有する業務受託者としての地位、権利及び義務の全部又は一部を移管することができるものとします。

(NBRCの免責)

第10条 NBRCは、本同意書に基づき行う業務について、NBRCの故意又は重過失によりバックアップ資源を死滅させ、変異させ、分解させ、紛失し又は盗難にあった場合を除き、一切の責任を負いません。

2 NBRCが負担する損害賠償責任は、対象となる保管用機器に対し、依頼者から現実に受領した保管手数料の金額を上限とします。

(秘密保持)

第11条 NBRCは、依頼書に記載された情報について、依頼者の書面（電子メールを含む）による事前の同意なしに、第三者に開示しません。ただし、条約、法令、諸規則、条例等に基づく開示請求があった場合若しくは報告義務が生じた場合は、依頼内容について第三者に提供することができます。

(依頼者による保証)

第12条 依頼者は、バックアップを依頼するバックアップ資源が本同意書でいう生物遺伝資源又は分離源に該当すること及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第6条第20項、第21項、第22項、第23項に定められる一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等又は四種病原体等
 - 二 家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）第46条の21に定められる監視伝染病病原体（家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体）
 - 三 カルタヘナ法第12条に基づく「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等にあって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年1月29日文部科学省・環境省令第一号）第4条第一号」に定められる拡散防止措置がP3レベル以上を必要とする遺伝子組換え生物等
 - 四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）第2条第四号に定められる麻薬原料植物に相当する微生物
 - 五 国立感染症研究所病原体等安全管理規程に定められるバイオセーフティレベルが3以上の微生物
 - 六 第一号から第五号に掲げるものの核酸
 - 七 第一号から第五号に掲げるものを含むコンソーシア
 - 八 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に定められる人体から取得された試料
 - 九 人体及び環境に害を与えるもの又は害を与える可能性がある物質等
 - 十 生物遺伝資源が植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令73号）別表一の二、別表二及び別表二の二に規定する検疫有害動植物に該当する微生物
 - 十一 前各号のいずれかを含む分離源
- 2 依頼者は、依頼書の記載が事実と異なる場合、記載されるべき内容が記載されていない場合、バックアップ資源が前項の各号に該当する場合又はその他依頼者が本同意書に違反してい

る場合、これらのいずれかに起因し又は関連して発生した損害について、一切の責任を負います。

3 依頼者は次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。また、その確認のため、千葉県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）

二 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が反社会的勢力である者

三 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者

四 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者

五 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者

六 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 依頼者はNBRCから本依頼について問合せを受けた内容に関して聞かれたことは、虚偽なく答えます。

（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

第13条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議）

第14条 NBRCと依頼者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義について誠実に協議するものとします。

以上